

茂原七夕まつり開催規則

(目的)

第1条 この規則は、茂原七夕まつりにおいて、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）を利することを防止し、もって社会環境の維持とまつりの健全な運営を図ることを目的に、必要な事項を定めるものとする。

(露店出店の申請)

第2条 露店の出店をしようとする者（以下「出店責任者」という。）は、あらかじめ出店責任者の氏名、住所、生年月日、取り扱う商品、暴力団との関係の有無その他の必要事項が規定された出店申込書（様式1）及び出店責任者、従業者の氏名、住所、生年月日、取り扱う商品やサービス、その他第1条の目的を達するための必要事項が記載された誓約書（様式2）を併せて茂原七夕まつり実行委員会に提出し、出店許可証（様式3）の発布を受けなければならない。

(関係機関への意見聴取)

第3条 茂原七夕まつり実行委員会は、第1条の目的を達するために必要な限度において、出店責任者、従業者その他の関係者が暴力団等反社会的勢力であるかどうかについて、関係機関に意見を聞くことができる。

(拒否)

第4条 茂原七夕まつり実行委員会は、次に掲げる場合において、露店の出店を許可せず、又は出店の許可を取り消すことができる。

- (1) 露店の出店の許可を得ようとする者が、暴力団等反社会的勢力である場合
- (2) 露店の出店の許可を得ようとする者が、暴力団等反社会的勢力を従業員等として使用すると認められる場合
- (3) 露店の出店の許可を得ようとする者が、みかじめ料、ショバ代等の名目の如何を問わず、暴力団等反社会的勢力に金品を供与すると認められる場合

(許可の解除)

第5条 茂原七夕まつり委員会は、次の各号の一に該当する場合、催告をすることなく出店の許可を取り消すことができる。

- (1) 許可を得た者が、暴力団等反社会的勢力であると判明した場合
- (2) 許可を得た者が、虚偽の申請で許可を得たことが判明した場合
- (3) 許可を得た者と現に出店（参加）している者が、異なることが判明した場合
- (4) 露店の出店許可を得た者が、みかじめ料、ショバ代等の名目を問わず、暴力団等反社会的勢力に金品等の利益を供与した場合
- (5) 露店において、暴力団等反社会的勢力を従業員等として使用した場合
- (6) 露店の営業中に粗暴、卑猥な言動をする等お客等に迷惑をかける行為を行った場合
- (7) 半裸体及び刺青をのぞかせる等の粗野な服装や態度を取った場合
- (8) 茂原七夕まつり関係者の指示に従わない場合

(出店許可証の掲示)

第6条 出店責任者は、茂原七夕まつり委員会が発行した出店許可証を店舗の外部から確認することが可能なわかり易い場所に掲示して、営業を行わなければならない。

2 出店責任者、従業者その他の関係者は、申請時又は出店時に茂原七夕まつり実行委員会等まつり関係者又は警察官から身分証明書の提示を求められた場合は、これに応じなければならない。